

ストップ・リニア！訴訟判決に関する

裁判長宛の要請はがきご協力のお願い

平素より、原告として、サポーターとして、そしてリニア工事中止にご協力下さっている皆さま、私たちはリニア沿線住民ネットワークとリニア訴訟原告団です。

今年2月3日の最終弁論で、2016年5月20日（第一次、原告738名）、2019年3月13日（第二次、原告66名）提訴した国交大臣によるリニア工事実施計画の認可取り消しを求めたストップ・リニア！訴訟が結審しました。

これまで7年にわたり皆様の尽力によりリニア計画と工事について原告や研究者による意見陳述と弁護団による準備書面の提出や弁論で、その誤りや不当性を明らかにしてまいりました。途中、2020年12月1日には、裁判長がリニアの安全性や南アルプスの自然保護を求める原告532名の原告適格を認めない不当な中間判決が出され、166名が東京高裁に控訴しています。

一審のリニア訴訟は248名の原告で闘ってまいりました。その判決が今年夏にも出ることになっています。

リニア工事が限りなく遅延しており、工事費も更に膨れ上がることが確実であり、これに投じられた国庫融資は私たちの子供や孫の時代に負の遺産となって残されます。また、工事をめぐって建設発生土の処分地が決まらない、浅深度・大深度地下のトンネル工事での事故や不具合が続いています。

もはやリニアはムリ、ムダな事業であることははっきりしています。

こうしたことを受けて、私たちは、東京地裁の裁判官に対し、「工事実施計画の認可取消し」の判決を求めるとい原告の熱意を改めて示すことが重要であると考えます。

官製はがきですので皆さまに費用を負担していただくことはありません。ただしカンパはありがたく頂戴します。

はがきに住所・氏名・日付を記入した上、裁判長への一言を書き入れていただき、**4月中に投函していただくか、私どものスタッフにお渡しいただければ幸いです。**

皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

2023年2月

リニア新幹線沿線住民ネットワーク
ストップ・リニア！訴訟原告団